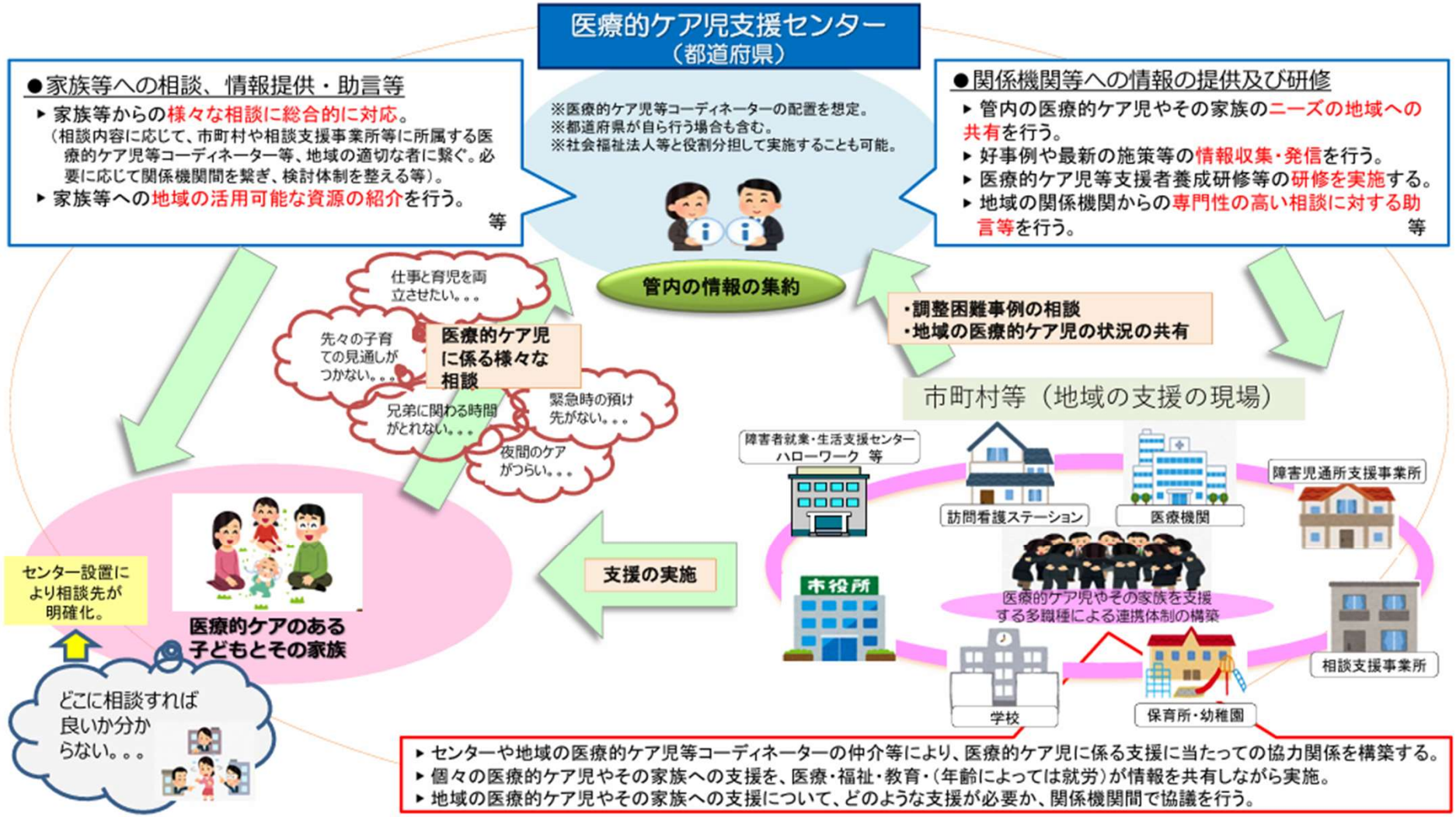
第２回　医療的ケア児等支援に関する協議会
【参考資料①～④】

こども家庭庁　在宅の医療的ケア児とその家族に向けた主な取組



障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

富山県

【令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号による改正後の全文】
（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号より抜粋）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、**都道府県は医療的ケア児支援センターを設置**し、地域における医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を推進する必要がある。**医療的ケア児支援センターには医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置**し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う**関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整**を行うこととする。

市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする**多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる**とともに、**協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する**といった役割を担う必要がある。

【例：宮城県における取組み】
- 県医療的ケア児支援センターが市町村のヒアリング調査を実施し、市町村の質問等に対するフォローを行い、継続的な支援体制を構築
- さらに、医療的ケア児等コーディネーター実態調査を実施し、コーディネーターの現在の所属、活動状況、活動する上での課題を把握し、支援体制強化に向けたエビデンスを収集し、フォローアップ研修の検討等に利用

【例：長野県における取組み】
- 市町村が配置主体となる医療的ケア児等コーディネーターが、圏域の地域課題等の抽出や協議の場の運営を実施
- 県医療的ケア児支援センターがコーディネーターの後方支援、助言や地域課題の把握、コーディネーター連絡会の開催等を実施し、サービス等の地域資源の不足状況や利用ニーズを地域の声として把握できる体制を構築

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律　概要

富山県

【定義】

＜医療的ケア児等＞

① 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。））

② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者

③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

＜重症心身障害者＞

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

【基本理念】

1 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を社会全体で支援

2 医療的ケア児等及び重症心身障害者ではない者と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援、個々の状況に応じ、医療・保健・福祉・教育・労働・防災等の関係機関等の相互緊密な連携の下、切れ目なく支援

3 18歳以降も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活・社会生活を営むことができるよう支援

4 本人と保護者の意思を最大限に尊重した施策

5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

【支援施策等】

＜国・地方公共団体による措置＞：講じた施策に関する資料の作成及び公表、保育を行う体制の拡充、社会的養護に係る体制の拡充、教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、切れ目ない医療の提供、就労の支援、住居の確保、相談体制の整備等、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、医療的ケアの提供の在り方についての見直し、研究開発等の推進、地域格差の是正のための検証等

＜保育所・学校の設置者等による措置＞：保育所等における看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士・介護従事者等の配置、学校等における看護師等又は介護従事者の配置

＜医療的ケア児等支援センター（都道府県、指定都市、特別区等が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）＞：医療的ケア児等及び重症心身害者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整並びに個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行う

＜医療的ケア児等支援地域協議会（都道府県、指定都市、特別区等が設置可能）＞：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置する

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行）により改正。
※検討規定：同法の施行後3年を目途とした実施状況等を勘案した検討、実態把握のための具体的な方策の検討及び災害時における支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律　概要

富山県

背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔３条１項〕
○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔３条３項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

１　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大
○　医療的ケア児等（右記②・③の者）
○　重症心身障害者
を支援対象に追加〔２条３項・４項〕

【医療的ケア児等】
①　医療的ケア児
②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者
【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

２　支援施策の充実
【保育・教育等】①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔９条２項・３項、10 条2項〕、②社会的養護体制の拡充〔９条の２〕、③生涯学習の推進〔10 条３項〕
【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11 条〕、②切れ目ない医療の提供〔11 条の2〕、③就労支援〔11 条の3〕、④住居の確保〔11 条の4〕、⑤ピアサポート〔12 条２項〕
【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20 条〕②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20 条の２〕

３　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14 条〕
①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
③　災害時への備え・対応
そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18 条の２〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔８条の２〕、地域格差の是正のための検証等〔22 条〕

【施行】令和９年４月１日　**【見直し】**この法律の施行後３年

県が現在実施している医療的ケア児等支援のための事業一覧

富山県

【短期・長期入所】重症心身障害児（者）等受入促進事業（H29～）

- 障害福祉サービス事業所等に対して、重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な児（者）の受入れに必要な医療備品や施設改修に対して補助を実施

【短期入所】NICU等入院児の在宅移行促進事業（R６～）

- 医療的ケア児の在宅生活移行に必要な知識・技術取得のため訓練等を行う医療機関や在宅生活中の児童を一時的にレスパイト入院させる医療機関に補助を実施

【短期入所】医療機関向けレスパイト受入れ支援事業（新：R８～）

- 在宅の医療的ケア児の一時受入れを一定数以上行う医療機関に対し、看護体制の確保等を支援し、家族の希望に沿ったレスパイト受入れ環境を整備する

【短期入所】医療的ケア児在宅レスパイトモデル事業（新：R８～）

- 在宅で医療的ケア児を介護する家族等の負担軽減及びレスパイトの確保のため、訪問看護による在宅でのレスパイト体制を確保するもの。訪問看護ステーションに対し、医療保険に基づく訪問看護の提供時間を超えて、一定時間家族等にかわってケアを行う際の費用を支援

【災害】在宅人工呼吸器使用児者向け非常用電源整備事業（R４～）

- 訪問診療が必要な人工呼吸器等使用児者を診療している医療機関に対し、災害発生等に備え患者に無償で貸し出す簡易自家発電装置等の購入費を補助

【人材育成】重症心身障害児（者）在宅サービス提供体制整備促進事業（H24～）

- 障害福祉サービス事業所を対象に重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）の支援方法、医療的ケアの研修実施及び支援に関する助言等を行う相談窓口の設置

【人材育成】医療的ケア児実習研修事業（H29～）

- 在宅で生活する医療的ケア児に対する医療提供体制を充実させるため、小児在宅医療従事者の育成を目的とした研修等に対して補助を実施

【人材育成】医療的ケア児等訪問看護体制整備事業（R３～）

- 医療的ケア児等を専門とした訪問看護ステーションが、地域の訪問看護ステーションに担当する医療的ケア児等を引継ぐ場合、技術指導料を支給

【家族支援】医療的ケア児等交流促進事業（R２～）

- 医療的ケア児等の相互の交流、保護者相互の交流や相談、意見交換や福祉制度の学習等のため、医療的ケア児等の利用実績のある障害児支援事業所２か所（県東部：児童発達支援センターつくし学園、県西部：社会福祉法人くるみ）で実施
- 交流会開催中は、看護師、保育士、介護職員等が医療的ケア児等をサポートする

【全体】富山県医療的ケア児等支援センター設置（H30～）

- 医療・保健・福祉・教育・保育等の関係機関への助言・相談支援等や医療的ケア児等やその家族からの相談対応、市町村等（地域の支援の現場）での医療的ケア児等及びその家族を支援する連携体制構築等の支援を実施